



山形県公報

平成18年9月8日(金)
第1774号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則.....(雇用労政課)...1187
- 山形県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則.....(同)...1188

### 訓 令

- 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令.....(人事課)...同
- 山形県職員服務規程の一部を改正する訓令.....(同)...同

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定.....(健康福祉企画課)...1189
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....(同)...同
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出.....(同)...同
- 生活保護法による指定介護機関の指定.....(同)...同
- 山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程.....(産業政策課)...1190
- 家畜伝染病発生の届出.....(工コ農業推進課)...1191
- 基本測量の実施の通知.....(管理課)...1192
- 道路の区域の変更.....(最上総合支庁建設総務課)...同

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程.....同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告.....(米沢女子短期大学)...1195

### 正 誤

## 規 則

山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月8日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第95号

山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則

山形県職業転換給付金支給規則(昭和41年12月県規則第91号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第15号を削る。

別表第2の2級地の頂市町村名の欄中「、岩槻市」及び「、上福岡市」を削り、「入間郡大井町」を「ふじみ野市」に改め、「、土岐郡笠原町」を削り、「西春日井郡西枇杷島町、西春日井郡師勝町、西春日井郡清洲町、西春日井郡新川町」を「清須市、北名古屋市」に改め、「、南河内郡美原町」を削り、「古賀市」を「古賀市、福津市」に改め、「、宗像郡福岡町」を削り、「西彼杵郡高島町、西彼杵郡崎戸町、西彼杵郡香焼町、西彼杵郡伊王島町」を

「西海市」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

山形県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月8日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第96号

山形県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

山形県職場適応訓練委託規則(昭和41年12月県規則第92号)の一部を次のように改正する。

第11条中「一に」を「いずれかに」改め、同条第4号中「、特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和58年法律第39号)第13条、」を「又は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

## 訓 令

---

山形県訓令第17号

庁 中  
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年9月8日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月県訓令第49号)の一部を次のように改正する。

別表第1人事・サービスの項第6項部長専決事項の欄に次の1項を加える。

課長に係るもの

別表第1人事・サービスの項第6項課長専決事項の欄に次の1項を加える。

所属職員に係るもの

附 則

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

---

山形県訓令第18号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年9月8日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県職員服務規程(昭和37年4月県訓令第18号)の一部を次のように改める。

第28条第1項中「別に」を「本庁及び別に」に改める。

第29条第1項中「出先機関」を「本庁にあつては危機管理監が、出先機関にあつては当該出先機関」に改める。

第32条中「福祉相談センター」を「本庁、福祉相談センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第849号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成18年9月8日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称           | 指定医療機関の所在地   | 指定年月日      |
|---------------------|--------------|------------|
| 医療法人社団慶友会大井デンタルオフィス | 鶴岡市本町一丁目4番8号 | 平成18. 6.29 |

## 山形県告示第850号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条(第55条において準用する同法第50条)の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成18年9月8日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地   | 廃止年月日      |
|-----------|--------------|------------|
| 大井歯科医院    | 鶴岡市本町一丁目4番8号 | 平成18. 4.30 |

## 山形県告示第851号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条(第55条において準用する同法第50条)の2の規定により、指定医療機関から次のとおり休止する旨の届出があった。

平成18年9月8日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地     | 休止年月日      |
|-----------|----------------|------------|
| 東條歯科医院    | 米沢市門東町三丁目3番39号 | 平成18. 6.30 |

## 山形県告示第852号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成18年9月8日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称         | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地       | 指定年月日       |
|-------------------|------------------|------------------|-------------|
| デイサービスセンター亀ヶ崎の家   | 通所介護             | 酒田市亀ヶ崎七丁目10番24号  | 平成18. 7. 19 |
| デイサービス きよかわ       | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 東田川郡庄内町清川字花崎47番地 | 同 7. 21     |
| デイサービス・コムスンあかねが丘  | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 山形市あかねヶ丘一丁目2番33号 | 同 7. 24     |
| 南陽市社会福祉協議会訪問介護事業所 | 介護予防訪問介護         | 南陽市赤湯215番地の2     | 同 7. 28     |

|                                            |          |                |       |
|--------------------------------------------|----------|----------------|-------|
| 南陽市社会福祉協議会通所介護事業所                          | 介護予防通所介護 | 同              | 同     |
| はーと&はーと訪問看護事業所                             | 介護予防訪問看護 | 山形市南栄町二丁目8番11号 | 同 8.1 |
| はーと&はーと訪問介護事業所                             | 介護予防訪問介護 | 同              | 同     |
| 特定非営利活動法人なでしこSHONAI<br>ドレミアファさかた福祉施設<br>いは | 居宅介護支援   | 酒田市上本町7番24号    | 同     |

山形県告示第853号

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年9月8日

山形県知事 齋藤 弘

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程(昭和40年4月県告示第341号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

| 保 証 制 度                             | 補 給 割 合                                                                               |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 小額融資保証制度(山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。) | 県特<br>協会が年0.50パーセントから2.20パーセントまでの範囲内で中小企業者等ごとに定める信用保証料率(以下「基本保証料率」という。)に10分の3を乗じて得た割合 |
|                                     | 特別小口<br>年0.30パーセント                                                                    |
| 近代化資金保証制度                           | 公害防止対策<br>年0.54パーセント                                                                  |
|                                     | エネルギー対策<br>年0.54パーセント                                                                 |
|                                     | 新事業開拓<br>年0.54パーセント                                                                   |
|                                     | 労働力確保関連<br>年0.40パーセント                                                                 |
|                                     | 中小小売商業関連<br>年0.40パーセント                                                                |
|                                     | 特定商業集積整備関連<br>年0.40パーセント                                                              |
|                                     | 伝統的工芸品支援関連<br>年0.54パーセント                                                              |
|                                     | 地域伝統芸能等関連<br>年0.40パーセント                                                               |
|                                     | 流通業務総合効率化関連<br>年0.40パーセント                                                             |
|                                     | 特定事業活動等関連<br>年0.54パーセント                                                               |

|                                         |                   |                        |
|-----------------------------------------|-------------------|------------------------|
|                                         | 特定産業集積            | 年0.40パーセント             |
|                                         | 中心市街地商業等活性化(支援)関連 | 年0.40パーセント             |
|                                         | 創業等関連             | 年0.40パーセント             |
|                                         | 特定新技術事業活動関連       | 年0.54パーセント             |
|                                         | 経営革新関連            | 年0.40パーセント             |
|                                         | 経営基盤強化関連          | 年0.40パーセント             |
|                                         | 経営資源再活用関連         | 年0.40パーセント             |
|                                         | 創業関連              | 年0.40パーセント             |
|                                         | 経営資源活用関連          | 年0.40パーセント             |
|                                         | 周辺地域整備関連          | 年0.54パーセント             |
|                                         | 異分野連携新事業分野開拓関連    | 年0.40パーセント             |
|                                         | 特定研究開発等関連         | 年0.40パーセント             |
| 商工業振興資金保証制度                             |                   | 基本保証料率に10分の4を乗じて得た割合   |
| 季節資金保証制度                                |                   | 基本保証料率に100分の16を乗じて得た割合 |
| セーフティネット保証制度(山形県商工業振興資金融資制度を利用するものに限る。) |                   | 年0.46パーセント             |

別記様式の注書第2項中「に応じ、0.0034、0.0043又は0.0046」を削る。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。ただし、第2条の表の改正規定中近代化資金保証制度に係る部分(特定研究開発等関連に係る部分に限る。)については、同6月13日から適用する。
- 平成18年4月1日前に山形県信用保証協会が行った債務の保証に係る保証料補給金については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第854号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成18年9月8日

山形県知事 齋 藤 弘

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 群数 | 発 生 場 所  | 発 生 年 月 日  |
|----------|-------|-----------|----|----------|------------|
| 腐 蛆 病    | みつばち  | 患 畜       | 1  | 山形市柏倉640 | 平成18. 8.29 |

## 山形県告示第855号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成18年9月8日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 基本測量を実施する地域  
村山市
- 2 基本測量を実施する期間  
平成18年9月21日から平成19年3月20日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（2500レベルGIS基盤情報整備作業）

## 山形県告示第856号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成18年9月8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成18年9月8日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新庄戸沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長           |
|--------------------------------------|------|-----------------------|---------------|
| 新庄市大字松本字松本319番12から<br>同 五日町字宮内396番まで | 旧    | 70.5メートル<br>ゝ<br>9.0  | メートル<br>3,358 |
| 同 上                                  | 新    | 70.5メートル<br>ゝ<br>9.0  | 同 上           |
| 同 上                                  |      | 50.0メートル<br>ゝ<br>29.0 | メートル<br>1,168 |

## 病院事業局関係

### 規 程

## 山形県病院事業管理規程第8号

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年9月8日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局財務規程（平成15年3月県病院事業管理規程第11号）の一部を、次のように改正する。

別記様式第47号（その1）及び別記様式第47号（その2）を次のように改める。

様式第47号(その1)  
 (納入通知書・領収証書)(診療費自費分)(電算用)(本人用)  
 納入通知書・領収証書(本人用)

下記のとおり納入してください。

|           |      |             |      |      |     |
|-----------|------|-------------|------|------|-----|
| 患者(受診者)番号 | フリガナ | 山形県立<br>病院長 | 請求番号 |      |     |
|           | 氏名   |             |      | 保険区分 | 負担率 |

|    |        |                  |            |   |
|----|--------|------------------|------------|---|
| 区分 | 科(病棟)名 | 診療(受診)期間         | 左記期間以外の未収額 | 円 |
|    |        | 年 月 日～ 年 月 日(日間) | 件          |   |

左記期間は、今回請求分には含まれておりません。

| 保険適用<br>又は<br>純粋診療等 | 初・再診料     | 入院料等    | 医学管理等 | 在宅医療 | 検査 | 画像診断  | 投薬 | 注 | 村           |
|---------------------|-----------|---------|-------|------|----|-------|----|---|-------------|
|                     | リハビリテーション | 精神科専門療法 | 処置    | 手術   | 麻酔 | 放射線治療 | 計  |   | 急事療養費<br>小計 |

| 保険適用外 | 初・再診料     | 入院料等    | 医学管理等 | 在宅医療 | 検査 | 画像診断  | 投薬    | 注 | 村         |
|-------|-----------|---------|-------|------|----|-------|-------|---|-----------|
|       | リハビリテーション | 精神科専門療法 | 処置    | 手術   | 麻酔 | 放射線治療 | 急事療養費 |   | 消費税<br>小計 |

| 保険外<br>負担 | 薬料総額 | 容器代     | 検査        |           | 検査料 |
|-----------|------|---------|-----------|-----------|-----|
|           |      |         | 分べん介助料    | 新生児看護等使用料 |     |
|           |      | 分べん介助料  | 新生児看護等使用料 | 先天性検査     |     |
|           |      | 非紹介患者加算 | 人間ドック     | 測定療養等     | 計   |
|           |      |         |           | その他       |     |
|           |      |         |           | その他       |     |

|     |      |       |       |            |    |
|-----|------|-------|-------|------------|----|
| 請求額 | 保険適用 | 保険適用外 | 保険外負担 | 老人・心身等一級患者 | 合計 |
|     |      |       |       |            |    |

|     |   |   |   |
|-----|---|---|---|
| 納期限 | 年 | 月 | 日 |
|     |   |   |   |

領収書日付印

様式第47号(その2)

納入通知書・領収証書(診療費自費分)(電算用)(原簿)

納入通知書・領収証書(原簿)

下記のとおり納入してください。

山形県立 病院長

|           |      |         |
|-----------|------|---------|
| 患者(受診者)番号 | フリガナ | 請求番号    |
| 氏名        | 名    | 年 月 日発行 |
| 保険区分      | 負担率  | %       |

区分 科(病棟)名 診療(受診)期間 左記期間以外の未収額

年 月 日 ~ 年 月 日 (日間) 円

件

注記事項は、今回請求分には含まれておりません。

| 保険適用<br>又は<br>純粋診療等 | 初・再診料 | 入院料等 | 医学管理等 | 在宅医療 | 検査 | 画像診断 | 投薬 | 注射 | 計 | 小計 |
|---------------------|-------|------|-------|------|----|------|----|----|---|----|
|                     |       |      |       |      |    |      |    |    |   |    |

| 保険適用外 | 初・再診料 | 入院料等 | 医学管理等 | 在宅医療 | 検査 | 画像診断 | 投薬 | 注射 | 計 | 小計 |
|-------|-------|------|-------|------|----|------|----|----|---|----|
|       |       |      |       |      |    |      |    |    |   |    |

| 保険外<br>負担 | 薬料総額 | 分べん介助料 | 新生児管理料 | 新生児衣類等使用料 | 先天性検査 | 文書料 | 計 | 通定療養<br>その他の<br>の内訳 |
|-----------|------|--------|--------|-----------|-------|-----|---|---------------------|
|           |      |        |        |           |       |     |   |                     |

| 請求額 | 保険適用 |     | 保険適用外 |     | 患者・公費等一部負担 |     | 合計 |
|-----|------|-----|-------|-----|------------|-----|----|
|     | 収入額  | 未収額 | 収入額   | 未収額 | 収入額        | 未収額 |    |

納期限 年 月 日

| 年月日 | 収入額 | 未収額 | 印 | 備考 | 年月日 | 収入額 | 未収額 | 印 | 備考 |
|-----|-----|-----|---|----|-----|-----|-----|---|----|
|     |     |     |   |    |     |     |     |   |    |
|     |     |     |   |    |     |     |     |   |    |
|     |     |     |   |    |     |     |     |   |    |
|     |     |     |   |    |     |     |     |   |    |



附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年9月8日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県立米沢女子短期大学教育用コンピュータシステムの賃貸サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立米沢女子短期大学教務学生課 米沢市通町六丁目15番1号 電話番号0238(22)7330
- 3 落札者を決定した日 平成18年8月9日
- 4 落札者の名称及び所在地  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額 5,173,560円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成18年6月30日

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行    | 誤       | 正      |
|------------|------------|-----|------|---------|--------|
| 平成18. 6.30 | 第1754号     | 995 | 下から3 | 亡失した年月日 | 亡失した理由 |

平成18年9月8日印刷  
平成18年9月8日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056